

# 社会福祉法人 小茂根の郷

## 2023年度事業計画

(ページ)

(1) 総括	1
(2) 東京武蔵野ホーム	5
(3) こもね在宅サービスセンター	10
(4) こもねヘルパーステーション	14
(5) こもね訪問看護ステーション	19
(6) こもね介護計画センター	24
(7) 桜川地域包括支援センター	28
(8) 事務室	33
(9) 教育分野	36
(10) 地域公益活動委員会	38

2023年3月30日

# 2023 年度事業計画基本方針

理事長 荘 隆一郎

## I. 総 括

ロシアのウクライナ軍事侵攻が始まり 1 年が過ぎました。侵攻後、食料やエネルギーといった商品市況の高騰、貿易、そして金融を通じた影響が世界経済へ波及し、大きな打撃を受けました。国内でも、食料品の値上げ、電気代ガス代等昨年比 30~40%の高騰が続いており、大きな痛手となっております。

また新型コロナウイルス感染症は、第 7 波後、感染者の減少が続いており、それに伴い外国人の入国緩和や旅行、年末年始の帰省など徐々に新型コロナ発生前の状況に戻りつつあります。国会では、5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症を感染法上 5 類に位置付け、ワクチン接種は、年 1 回の接種とする事が決定されました。

当法人では、新型コロナ感染対策を厳重に行っておりましたが、昨年 11 月末から 12 月にかけて特養において、オミクロン株による感染が急速に拡大し、クラスターとなり、利用者や職員に大きな不安と苦痛を与えてしまいました。ゾーニングや消毒等により感染防護に努め、発生後の施設内消毒を厳重に行い、2 月からは通常業務体制に戻りましたが、経過を振り返り、感染症対策の専門家による職員研修を実施し、感染防止の意識を高め、再発防止に努めます。

近々3年間の法人収益は、新型コロナウイルス感染症の影響、光熱費、生活用品の高騰や介護保険料増額等により、また介護サービスの利用控えなどもあり、デイサービス事業、ショートステイ事業の減収が影響し、マイナス決算が続いております。今年度は、収益改善が大きな課題となります。

対策として、デイサービス事業の大幅な見直しを行い、介護予防通所介護事業を開始します。また、人員体制の見直しにより、人件費の適正化を図ります。特養・ショートは、稼働率の回復を図るために相談業務の再構築を行い、スピーディーな対応ができるよう業務改善を行います。利用ニーズの高いヘルパー事業は、ヘルパー職員の増員を図る為に、募集手段の工夫をします。訪問看護事業は、訪問看護師増員による収益強化を図ります。ケアマネジャーは、法人内事業所の促進のために、改善策や外部情報の周知や助言できる他事業所との関係作りを工夫し、利用者数の増員を図ります。また、事務室業務の再編成による事務業務の見える化及び事務業務の効率化を進めます。地域包括支援センターは、桜川に移転し 2 月から新たな場所での業務が開始されました。事業所の周知と地域交流を深め、地域の中心的な役割を担う事業所として積極的な活動を進めます。

## Ⅱ. 基本方針

職員一丸となり、安定した収益基盤を整備し、収益改善を図り、安定した法人経営を促進します。互いに思いやる気持ちを大切にした事業所間協力体制を強化し、地域交流の機会を増し、感染対策、災害対策を踏まえて新時代に対応できる法人運営を推進します。

## Ⅲ. 経営目標

1. 利用者サービスの向上、職員連携を強化し、収益改善を図ります。
2. 事業所間協力体制を強化し、スムーズなサービス提供を行います。
3. 専門的実践力を強化し、職員が自信をもって働きやすい職場づくりを行います。
4. 新型コロナ感染症等の集団発生を予防し、利用者・職員の安全・安心を守ります。
5. 地域交流の機会を増やし、地域住民・職員の活性化を図ります。
6. 大規模災害対策に対応できるBCPの見直しを行い、地域住民及び利用者や職員の安全対策を強化します。

## Ⅳ. 重点戦略

1. 利用者サービスの向上、職員連携を強化し、収益改善を図ります。
  - ①利用者ニーズに対応できるサービス体系の多様化を行います。
  - ②職員間の「報連相」を徹底し、タイムリーなサービス提供を行います。
  - ③他事業所との連携を強化し、満足度の高いサービスを提供します。
  - ④職員同士互いに尊重し、協力しあえる関係の中で協働できる職場づくりをします。
  - ⑤利用目的を達成できるよう、共有し、サービスの見直しを行い、充実したサービスを提供します。
2. 事業所間協力体制を強化し、スムーズなサービス提供を行います。
  - ①職員不足による負担軽減を図るため、兼務体制や繁忙時間帯の他事業所からの応

援体制を整えます。

- ②利用者ニーズに応えられるサービス体制を構築します。
- ③他事業所間協働により、タイムリーにニーズを把握し、適切なサービスを提供します。
- ④多角的な視点からサービス内容の修正を行い、新たなサービスモデルを構築します。
- ⑤職員の一体感を強め、信頼度の高いサービスを提供します。

### 3. 専門的実践力を強化し、職員が自信をもって働きやすい職場づくりを行います。

- ①社会情勢や利用者層の変化を踏まえた実践的な職員教育を行います。
- ②在宅介護、通所介護、施設内介護の違いを理解し、利用者や家族、生活環境に対応できる力を持つ職員教育を行います。
- ③現場経験者、実践者によるOJTを中心に、専門技術研修を行います。
- ④コミュニケーション技術、ソーシャルワーク技術研修を相談業務、ケアマネジャーを対象に、主任ケアマネジャーによりスーパービジョン等によるグループ研修を行います。
- ⑤最新介護情報、医療情報、IT情報等外部研修等を活用した次世代育成を行います。
- ⑥地域包括支援センター職員は、移転に伴い、新たな地域での関係づくりを行い、専門性を生かした地域の困り事を掘り起こし、地域作りを進めます。

### 4. 新型コロナウイルス感染症等の集団発生を予防し、利用者・職員の安全・安心を守ります。

- ①感染予防専門家による研修を全職員に実施し、集団発生の予防に努めます。
- ②定期的に、職員個々の感染予防が実践できているか検証し、再教育をします。
- ③新型コロナウイルス感染症BCPを見直し、職員に実践訓練を行います。
- ④地域住民や利用者、ご家族への感染予防教育及び周知を進めます。
- ⑤感染症委員会を中心に、定期的に感染予防に必要な物品・備品点検を行い、有事に備えます。

## 5. 地域交流の機会を増やし、地域住民・職員の活性化を図ります。

- ①コロナ後の新たな生活様式をふまえ、施設内を開放し、地域住民の活動を支援します。
- ②「カフェ桜」終業に伴い、キッチンカーによる食品販売を定期的実施し、地域住民の交流の場を提供します。
- ③納涼祭を初めとする地域交流イベントを、感染予防を徹底しながら再開します。
- ④地域ボランティアの受け入れや育成を進め、職員交流を行います。
- ⑤地域住民との交流により、新たな自分を発見し、意欲の活性化を図ります。
- ⑥地域活動の再開の場所提供や人材協力により、「地域のプラットホーム」の役割を担います。

## 6. 大規模災害対策に対応できるBCPの見直しを行い、地域住民及び利用者や職員の安全対策を強化します。

- ①定期的な防災訓練の実施及び、夜間想定訓練・連絡網点検訓練・防災本部設置訓練・シェイクアウト訓練への参加・福祉避難所設置訓練を行います。
- ②災害時BCPの見直し後の職員への周知及び実施訓練を行います。
- ③地域住民との協働により、有事に備えた実践訓練を行います。
- ④地域防災マップを活用し、実践的な避難経路の確認と周知を行います。
- ⑤町内会主催の防災訓練に参加し、協力関係を強化します。

今年度の最大課題である収益改善を図る為に、住民が来所しやすい雰囲気づくりを進め、事業所間連携を円滑かつスピード感を持って行い、利用者がサービスを受けやすい環境を整えます。同時に、この苦境を乗り越える為に、職員の力を信頼し、最大限に運営の効率化を図り、コロナ後の新時代に生き残れるよう経営改善を行います。また、地域住民や利用者、職員の安全・安心を担保できるよう災害対策を十分に行い、活気あふれる法人経営を行います。

以上

# 東京武蔵野ホーム

## I. 事業目的

老人福祉法、介護保険法、社会福祉法に基づき、要介護高齢者に、健康管理、排泄援助、清潔援助、栄養管理、リハビリなどのサービスを提供し、利用者とその家族の信頼に応え、個々の尊厳を重視し、その人らしい生活ができるよう、清潔感と愛情にあふれた家庭的な環境の中で、安全に安心して最後まで充実した生活が送れる居場所を提供します。

## II. 事業内容

●介護福祉士、ケアワーカーによる身体介護、生活援助、備品衣料品管理、リクリエーション、ターミナルケア

●生活相談員、ケアマネジャーによる介護相談、生活相談、施設ケアプランの作成、金銭管理

●機能訓練指導員による集団・個別リハビリ、マッサージ、アクティビティ活動

●管理栄養士による栄養管理、摂取状況に応じた低栄養改善、献立作成、食材発注

●看護師による健康管理、服薬管理、感染予防、医療機器管理、ターミナルケア

●医師による健康管理、病状管理、急変時対応、ターミナルケア、定期的な診療

【利用者定員】入所 69 名

短期 9 名（併設特養の空きベッド利用）

【居室内訳】入所●4人部屋 13 室 ●2人部屋 1 室 ●個室 15 室 ●静養室 1 室

短期●2人部屋 2 室 ●個室 5 室

【職員体制】ケアワーカー、看護師、機能訓練指導員、管理栄養士、生活相談員兼施設ケアマネジャー、非常勤医師

職種	常勤換算数（名）
施設長	1
所長（介護支援専門員兼務）	1
生活相談員	1.8
介護職員	30.5
介護補助員	3.2
看護師	3.9
医師	0.3
機能訓練指導員	1.6
管理栄養士	1
事務員	1.8
計	46.1

### Ⅲ. 運営方針

利用者一人一人に寄り添うケアを行う事で思いを共有し、利用者が安心して、心豊かに生活できる居場所づくりを推進します。また自立支援や重度化防止など科学的介護の取組みを通じて、ケアの標準化を目指します。

### Ⅳ. 重点目標

1. 目標稼働率 特養：99.0%、ショートステイ：110%以上を常に継続し、安定した収益維持を図り、事業運営を行います。
2. 利用者本位の視点に立ち、思いを共有できるケアの提供及び利用者がいつも「食」の喜びを実感できる食事提供を行います。
3. 医務業務の見直しを行い、丁寧な健康観察と異常の早期発見に努め、安心した生活が継続できるよう医療・介護連携を強化します。
4. 感染症対策を強化及び防災対策の推進を図ります。
5. 充実した看取りケアを実践します。
6. 転倒転落事故を前年度の3割減を目指し、安心・安全に暮らせるように生活環境を整え、事故防止に努めます。

### Ⅴ. 具体的な取り組み

1. 目標稼働率 特養：99.0%、ショートステイ：110%以上を常に維持し、安定した収益維持を図り、事業運営を行います。
  - ① 特養待機者の環境変化やニーズの変化を敏感に察知し、受け入れ窓口が機能的に行動できる体制整備を行います。
  - ② 医療機器装着者を積極的に受け入れ、他施設との差別化を図ります。
  - ③ 地域連携室との連携を強化し、入退院に対応できるようベッドコントロールを行い、ショートステイの確保をします。
  - ④ 常に入所順位を確定し、空床発生前に家族への入所意向の確認を行い、関係機関への事前調整をタイムリーに行い、空床期間の短縮を図ります。
  - ⑤ 介護・看護、協力歯科医院との連携を図り、口腔内の清潔を保ち、口腔ケアの技術向上を図り、誤嚥性肺炎を軽減し、入院リスクを回避します。
  - ⑥ 介護職員の欠員を補強し、職員負担の軽減を図り、業務改善を進め、働きやすい職場づくりをします。
2. 利用者本位の視点に立ち、思いを共有できるケアの提供及び利用者がいつも「食」の喜びを実感できる食事提供を行います。
  - ① 利用者個々のニーズに対応するために、趣味や生活歴を活かした歌や創作活動など個別ケアの充実を図ります。
  - ② その人らしく生きるということに重点を置き、認知症の理解を深め、対応力を高め認知症ケアの充実を図ります。
  - ③ サービスの質の向上や現状の再確認及び改善を図ります。
  - ④ 季節感のある行事食、旬な食材を使い栄養バランスよく色彩豊かな心が和む「食」

を原則とし、変化のある楽しみが持てる「食」を提供します。

⑤ 摂食・嚥下障害の方の経口維持を促進するなど、利用者の栄養状態や疾病の改善及び食生活の向上を図ります。

⑥ 「食」の充実と安全を守るため、定期的に委託業者との給食会議を開催し、効果的な業務連携が出来る体制を強化します。

⑦ 感染予防を行いつつ、ご家族との面会を再開し、出来るだけ早期に「いつもの日常」を取り戻し、日々の生活にうるおいを提供します。

3. 医務業務の見直しを行い、丁寧な健康観察と異常の早期発見に努め、安心した生活が継続できるよう医療・介護連携を強化します。

① 「医務室」を「連携室」と名称を変更し、看護師・相談員・マッサージ師・栄養士が情報共有し、身体状況の変化や急変にタイムリーに対応できる体制を整えます。

② 日常業務を見直し、介護職業務との協働を強化し、利用者負担の軽減、業務の効率化、異常の早期発見に努めます。

③ 健康状態の観察を丁寧に行い、異常を早期に発見し、医師との連携を密に行い、利用者の身体的苦痛の軽減を図ります。

④ 日常的な健康管理、個別・集団での機能訓練などを行い、日常生活動作の維持向上に努め、自立支援を図ります。

⑤ 誤嚥性肺炎のリスクを減らすため、口腔内の清潔を保ち、口腔ケア技術・食事姿勢などの研修を強化します。

4. 感染症対策を強化及び防災対策の推進を図ります。

① 感染症について、BCP を活用しマニュアルの見直しを行い感染拡大防止に努めます。また、発生時のスムーズな職員確保のため、発生を想定した他部署応援体制の実施など施設全体で感染症対策の強化を図ります。

② 感染症対策専門家による職員研修を行い、感染予防を常に意識できる職員育成を進めます。

③ 福祉避難所の設置運営などを含め、災害時における地域との協力・応援・連携体制の整備充実に努めます。

④ 町会との連携を強化し、地震・火事・水害等を想定した防災訓練や防災設備器具などの自主点検を定期的に実施します。

5. 充実した看取りケアを実践します。

① 看取りケアを推進し、利用者と家族が充実した時間を過ごせるよう環境整備や日々の生活援助を行います。家族の意向を随時確認しながら安らかな最期が迎えられるように精神的ケアを重視して苦痛、不安の緩和に努めます。

② ターミナル委員会を中心にグリーンカンファレンスを行うことで、実践の振り返りを行い、看取り介護の対応力を高めます。

6. 転倒転落事故を前年度の3割減を目指し、安心・安全に暮らせるように生活環境を整え、事故防止に努めます。



- ① 事故要因の検証を行い、本人・職員・環境に関する課題を抽出し改善します。
- ② 転倒の危険性が高い利用者の行動範囲や癖などを把握して生活環境を整え、転倒予防を行います。
- ③ 食堂（ホール）や廊下にいる利用者の居場所を把握し転倒・転落による事故を防ぎます。

## V. 年間行事

毎月「行事のお知らせ」を発行し利用者が楽しめる企画を提供します

月	行事名（施設内）	町会行事（予定）
4月	お花見弁当、バスハイク	
5月	母の日イベント	
6月	父の日イベント、バスハイク	茂呂ポイントラリー
7月	夏祭り（納涼祭）	キッズフェス
8月		盆踊り
9月	敬老祝賀会、地震想定訓練	お祭り・桜寿会
10月	秋の実り弁当、利用者健康診断	センター祭り
11月	バスハイク	餅つき、小竹小祭り
12月	クリスマス音楽会	桜寿会
1月	新年会	
2月	節分イベント	
3月	お花見、火災想定訓練	防災訓練・桜寿会

## VII. ボランティア活動

感染予防に努め、ボランティア活動を再開し、ボランティアの協力を得ながら地域と密に連携を図り、利用者の生活に活気あるケアを提供します。

### 【ボランティアによる月間行事】

毎日（月～土）	入浴介助（ドライヤーかけ） 洗濯物たたみ・食事介助
毎月	音楽療法・書道 フラワーアレンジメント
不定期	傾聴ボランティア・レクリエーション 繕い物

## VIII. 研修計画

チームケア向上のため知識、技術力のスキルアップを目指します。

研修内容（外部）	
中堅職員研修	介護
チームリーダー研修	介護
ケアプラン作成とライフ加算マネジメント	介護支援専門員
チームアセスメント	介護支援専門員
サービスマナー研修会	介護
より良い介護現場のために業務改善できること	介護
しない・させない施設虐待	介護
栄養ケア・マネジメント研修会	栄養士
排泄をスムーズに行うために	介護・看護師
下痢・便秘ケアのお話	介護・看護師
人権研修	介護
認知症ケア、その前に自己覚知	介護
多職種で学ぶライフ加算マネジメント	介護
チームマネジメントを学ぶ研修会	介護
年間	たん吸引研修、認知症実践者研修、認知症基礎研修

以上

# こもね在宅サービスセンター

## I. 事業目的

在宅で生活する要介護者、認知症の方、精神障害の方、また難病等で常時介護を必要とする利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう生活機能の向上を目指し、必要な日常生活援助及び機能訓練、医療的ケア、認知症ケアを行います。利用者の社会的孤独を解消し、住み慣れた地域で生活が継続できるよう支援します。また、介護者の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

## II. 運営方針

社会情勢の変化や地域ニーズに合ったサービス改革を行います。今年度から介護予防サービスを開始し、軽度要介護状態から重度介護状態に至るまで、連続してサービスが受けられる体制を整えます。固定観念を払拭した新たなデイサービスとして「日々の生活に、生きがいと楽しみが持てる老後を過ごせる場所」を提供できるサービス事業を目指します。同時に大幅な職員体制の見直し、職員個々の特性を生かした活動的な環境作りを進めます。

## III. 重点目標

1. 収益改善を行い、デイサービス事業の活性化を図ります。
2. 介護予防通所介護を開始し、軽度要介護者から利用できるサービスを提供します。
3. 運営体制を再構築し、職員の働きやすい職場改革を行います。
4. 安全・安心なサービスが提供できるよう安全対策を行います。

## IV. 具体策

1. 収益改善を行い、デイサービス事業の活性化を図ります。
  - ①1 日利用者数 24 名を維持します。
  - ②計画的に広報活動を行い、積極的に集客活動を行います。
  - ③サービスプログラムを「生活活性化」につなげるプランに大幅変更します。
  - ④毎月、目玉となるプログラムを提供し、参加意欲を高める工夫をします。
  - ⑤地域ボランティアを活用した手芸・囲碁・将棋・散歩・買い物など小集団でのクラブ化サロン化を行い、プログラムの多様化を図ります。

2. 介護予防通所介護を開始し、軽度要介護者から利用できるサービスを提供します。

- ①要介護状態とのボーダーラインの利用者を受け入れられる体制を整え、利用しやすさをモットーに新規利用者の増員を図ります。
- ②利用者ニーズの高い日常生活リハビリを中心に計画的にサービスを提供します。
- ③他事業所と協働し、利用者ニーズを尊重したサービスをタイムリーに提供します。
- ④ケアマネジャーとの情報共有を丁寧に行い、信頼されるサービスを提供します。

3. 運営体制を再構築し、職員の働きやすい職場改革を行います。

- ①職員体制の大幅な見直しを行い、適正な職員配置の上で、不足している職員を増員します。
- ②業務内容、業務手順、日課の見直しを行い、職員個々の業務負担軽減を図ります。
- ③業務内容により兼務者を増員します。
- ④直接介助できるボランティアを増員し、職員の業務負担を軽減します。

4. 安全・安心なサービスが提供できるよう安全対策を行います。

- ① 感染症教育を定期的に行い、常に感染予防に留意します。
- ② 感染症 BCP・防災 BCP を周知し、実践訓練を行います。
- ③ ハザードマップを活用した安全な送迎対策を行います。
- ④ 介護事故の防止に留意します。
- ⑤ 送迎中の事故防止に努め、安全運転講習の受講、安全教育を実施します。

## V. 職員体制

(2023年4月現在)

業務内容	勤務形態	人数(常勤換算)
管理者	常勤(兼務)	0.5名
所長	常勤(相談員兼務)	0.5名
相談員	常勤	1.5名
介護職	常勤	2.0名
	非常勤	4.7名
看護職	非常勤(機能訓練指導員勤務)	1.0名
機能訓練指導員	常勤	1.0名
	非常勤(看護師勤務)	0.6名
運転手	介護職員は運転手を兼ねる	

全職員が兼務できる体制とし、非常勤職員を中心とした人員体制を整え、他事業所と協働し業務を推進します。

## VI. 営業日

営業日	月曜日 ~ 土曜日 (祝日を含む)	9:00 ~ 17:30
休日	日曜日及び年末年始 (12月30日~1月3日)	

## VII. 営業エリア

### 板橋区

小茂根 1~5 丁目・大谷口 1~2 丁目・大谷口上町・大谷口北町・向原 1~3 丁目・桜川・大山町、大山西町・幸町・仲町・弥生町・大山金井町 (1~10 番地除く)・東新町

### 練馬区

羽沢 1~3 丁目・小竹町 1~2 丁目・桜台 2 丁目

※上記以外のエリアは相談対応します。

## VIII. 年間研修計画

リモートを中心とした法人内教育の活用と感染症から身を守る知識と危機意識を高める内容とします。

	研修内容
4月	倫理及び法令遵守、接遇マナー、感染症の知識と予防
5月	プライバシー保護、認知症ケア、手指消毒の方法と実際
6月	感染症対策、緊急時・事故発生時の対応について
7月	身体拘束、熱中症予防と手当
8月	非常災害時の対応、救急対応の知識
9月	ターミナルケア、医療知識
10月	介護保険関係法令について
11月	メンタルケア
12月	プライバシー保護について
1月	非常災害時の対応
2月	看取り介護について
3月	

## Ⅸ. その他の事業

### ①実習生の受け入れ

利用者の安全を最優先に考え、新型コロナウイルス感染防止対策を行った上で受け入れます。感染リスクを低減するために、東京都及びその近郊の感染者数及び緊急事態宣言の動向を見ながら、学校側と協議し受け入れ人数の調整を行い、次世代育成に協力します。

### ②事故防止・苦情処理への対応

事故・苦情発生時には速やかに対処し、利用者・家族・関係者の苦痛が最小限となるよう善意をもって対応します。また、事故・苦情の原因や要因を多角的な視点で分析し再発しないよう対応します。

### ③ボランティア及び講師受け入れ

東京都及びその近郊の感染者数及び緊急事態宣言の動向を見ながら、十分な感染症対策を行った上で、利用者と接触感染のリスクの低い方から順次受け入れを再開します。また、新型コロナ禍でも出来るだけ受け入れできるよう、対策と提供の方法などをボランティア担当者や包括支援センター等と検討し、ボランティア導入マニュアルの見直しを行います。

以上

# こもねヘルパーステーション

## I. 事業目的

1. 介護保険法に基づき、訪問介護員（ヘルパー）が、要支援、要介護者（利用者）の自立支援を念頭に置き、利用者の自宅を訪問し、ケアマネジャーが作成する「居宅サービス計画書」に沿って、「訪問介護サービス計画書」を作成し、利用者や介護者の尊厳を尊重し、生きがいや役割を持って在宅生活が継続できるよう身体介護、生活援助等を提供し、また介護保険サービスで利用できないサービス等の検討も行い、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援します。
2. 障害者総合支援法に基づき、障がい（児）者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ、自立した日常生活、又は社会生活を営むことができるよう訪問介護員が利用者宅を訪問し居宅介護や通院介助、地域支援サービスを提供します。

## II. 運営方針

1. 各利用者の有する能力に応じた自立した生活ができるように支援します。
2. 要介護状態等の軽減、悪化、予防を図る為に訪問介護の専門性を生かした在宅介護サービスの提供を行います。
  - ①利用者の在宅生活が快適に過ごせるよう十分な傾聴を行い、支援内容について相談しながらサービス提供を進めます
  - ②介護保険制度では提供できない介護サービスを提案し、保険外サービスの拡充を図ります。
  - ③障害サービスを積極的に受け入れ、サービス対象者が高齢になっても継続して利用できるようサービスの充実を図ります。
  - ④ライフワークバランスを考慮し、業務の効率化・合理化を図り、サービス提供責任者、ホームヘルパーと共に継続して活動できる体制を作ります。
  - ⑤感染予防対策を厳重に実施し、サービス提供が止まらないよう努めます。

### Ⅲ. 重点目標

#### 1. 収入の安定化

- ① ヘルパー職員の増員を最優先し、職員募集を強化します。
- ② サービス提供責任者が3人体制で、利用者数を120名確保します。サービス月間提供時間目標をホームヘルパーの契約時間の100%とします。
- ③ サービス内容を単価の高い、身体介護、身体生活介護を主として、他サービスに偏ることなく新規獲得を図ります。
- ④ 居宅介護事業所へ積極的に向き、営業活動を行い、新規獲得を図ります。スピーディーに相談、対応を行い、タイムリーにサービス提供が出来る体制づくりに努めます。

#### 2. 他職種連携

ケアマネジャーとの密な連携を図り、顔の見える関係づくりを行います。

#### 3. 人材育成

- ① 定例会を定期的実施します。
- ② 研修を定期的に行い、専門性を養います。
- ③ 各スタッフの年間研修計画を立案し、目標達成できるようサービス提供責任者が指導します。
- ④ 新任のサービス提供責任者の研修を行い、新規獲得、緊急時の対応等のスキルアップに努めます。
- ⑤ サービス提供責任者が新規スタッフ(ヘルパー)入職時に、研修を充分に行い、サービス提供が行えるよう指導します。

#### 4. 働きやすい環境づくり

- ① 年1回ホームヘルパー、サービス提供責任者と所長との面談を行います。
- ② 相談しやすい環境づくり、声掛け等を行います。
- ③ スタッフそれぞれに対しての能力に沿った研修等が行えるよう助言、指導を行います。
- ④ 定例会実施時に、ホームヘルパー同士が相談出来るような場の提供を行います。
- ⑤ ホームヘルパーがサービス提供時に不安に感じていることや利用者宅での指導、また助言が必要な場合は、積極的にサービス提供責任者が同行訪問をします。必要時担当ケアマネジャーへサービス内容の相談、提案等を行います。

#### 5. 事故予防

- ① 自転車での移動距離での時間配分に無理が出ないように、個々にあったサービス提供先の検討を行います。
- ② ホームヘルパーの派遣漏れ、訪問漏れの無いよう、マニュアルに沿って確認



を行います。

- ③個人情報の管理を徹底して行い、記録用紙やステーションへの報告等については十分に注意するよう指導します。

#### IV. 職員体制

業務内容	常勤	非常勤	資格	計
所長	1名		看護師・介護支援専門員	1名
サービス提供責任者	3名		介護福祉士	3名
訪問介護員 (ヘルパー)		21名	介護福祉士・介護支援専門員 介護福祉士 介護職員初任者研修課程修了者	2名 14名 5名

#### V. 運営日および営業時間

	通常時間帯	夜間
年中無休	8:00~18:00	18:00~22:00

#### VI. サービス提供地域

板橋区(大谷口 大谷口上町 大谷口北町 大山町 大山金井町 大山西町 大山東町  
上板橋 中板橋 熊野町 小茂根 幸町 栄町 桜川 東新町  
常盤台 南常盤台 仲宿 仲町 中丸町 東山町 向原)  
練馬区(小竹町 羽沢 桜台 栄町 氷川台 旭丘)

#### VII. 年間研修計画

##### 研修目標

利用者の「生活の質」が保てるよう介護技術面、基本的姿勢を重視し、ヘルパーの個性を引き出せる研修計画に沿って実施します。

##### 1. サービス提供責任者・ヘルパー内部研修

法人内サービスに準ずる(介護職研修、マナー研修、リスク研修、感染症対策研修等)

##### 2. サービス提供責任者・ヘルパー外部研修

研修内容	対象：サービス提供者	対象：ヘルパー
重度訪問介護従事者研修	4名	3名
専門分野に関する研修	2名	

## Ⅷ. 事業内容

サービス提供責任者の責務と業務の推進

- ・サービス提供責任者2名体制で、運営基準第28条第3項に掲げられている責務と対応方法を適切に実施します。

	求められる責務	内容 ・ 方法
1	利用者申込に係る調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前訪問</li> <li>・アセスメントに基づく利用者に対する必要な援助内容の把握</li> </ul>
2	利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護計画書（含予防）作成</li> <li>・再アセスメント</li> <li>・利用者満足度</li> </ul>
3	サービス担当者会議に出席し居宅介護支援事業者と連携を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供、収集</li> <li>・提案、協議、調整依頼</li> </ul>
4	訪問介護員に対し具体的な援助目標及び援助内容を指示すると共に利用者の状況について情報を伝達すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護計画書における援助目標、援助内容の具体化</li> <li>・訪問介護員に対する具体的な情報伝達の方法（文書・口頭）</li> </ul>
5	訪問介護員の業務の実施状況を把握すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録、口頭報告</li> <li>・終了報告、同行訪問（報告、相談に対する評価、指示）</li> </ul>
6	訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働く意欲の醸成、バーンアウト防止</li> <li>・資質向上、評価</li> </ul>
7	訪問介護員に対する研修、技術指導を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OJT、OFF・JT、の効果的、計画的実施（年間研修計画）</li> <li>・月1回の定例会の充実化</li> <li>・研修効果の評価、フィードバック</li> </ul>
8	その他のサービス内容の管理について必要な業務を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情、事故対応</li> <li>・記録整理、実績管理</li> </ul>

## Ⅸ. サービス内容

### 1. 身体介護

- ・食事介助 見守り 部分介助 全介助など
- ・入浴介助 見守り 衣類の着脱 部分介助 全介助など
- ・部分浴 手浴 足浴 陰部 臀部など
- ・排泄介助 ポータブル（移乗）オムツ交換 トイレ誘導など
- ・移動介助 体位変換 移乗・移動介助 外出介助など
- ・服薬介助 服薬確認
- ・自立支援 ともに行う調理、家事、買い物 自立への声かけと見守りなど

### 2. 生活援助

- ・買い物 生活必需品、日用品の買物 薬の受取など
- ・調理 料理の下ごしらえ 朝食、昼食、夕食の調理 配下膳 後片付けなど
- ・清掃 住居の掃除 準備 後片付け ゴミ出しなど
- ・洗濯 衣類の洗濯 乾燥（物干し） 取り入れと収納 補修など
- ・寝具の手入れ シーツ・カバーの交換 布団干し ベッドメイキングなど

### 3. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

- ・身体介護 居宅介護 通院介助等
- ・同行援護 移動支援
- ・地域生活支援

### 4. 保険外サービス

- ・介護保険では対応できないサービス  
同居家族のいる際の掃除 院内付添介助 入院中の洗濯 散歩 話し相手  
見守り 同居家族の調理 要介護状態ではない方に対する生活支援など

以上

# こもね訪問看護ステーション

## I. 事業目的

乳幼児から高齢者まで幅広い在宅療養者に、自宅等へ看護師及び理学・作業療法士が訪問し、病状観察、介護予防、生活リハビリテーション、医療処置、緊急時の対応、ターミナルケア等の訪問看護サービスを提供します。

また、介護者の介護・生活相談及び健康相談を行い、安心して在宅生活が継続できるよう支援します。利用者や介護者がより快適に生活できるように病院や地域の医療施設及び介護事業者や区役所・福祉事務所等の関係機関との連携を丁寧に行い、スムーズにサービス調整を図る事を目的とします。

## II. 運営方針

1. 利用者の人格を尊重し、自分らしく生きることを支え、自己決定が行えるよう支援します。
2. 利用者の秘密を厳守し、個人情報取扱いには十分注意します。
3. 地域の人々から親しみを持って迎え入れられ、信頼される訪問看護ステーションを継続します。
4. 訪問看護師等のヒューマンエラーに留意し、安全を確保します。
5. 小児や精神疾患等の利用者を積極的に受け入れ、地域特性を生かしたサービスを提供します。
6. ターミナルケア・医療依存度の高い方・緊急時への対応を訪問看護職員全員ができるように、専門技術、介護職への医療面での指導等の業務体制を構築します。
7. 地域や法人内の事業所との連携を強化し、新規利用者の獲得を積極的に進め、安定した経営を継続します。
8. 職員がやり甲斐を感じ、向上心を持ち、専門性の高い職場環境を作ります。
9. 医師や介護支援専門員、担当保健師等の多職種連携を取り、顔の見える関係づくりを行います。
10. 使用物品を大切に扱い、支出を抑制します。

### Ⅲ. 重点目標

#### 1. 経営の安定化

- ① 1 件単価 10,000 円を目指します。  
サービス時間の調整を行い、短時間訪問の削減を図り、1 件単価目標の維持を図ります。特別管理加算、緊急時訪問看護加算を算定できるよう新規獲得を図っていきます。  
医療保険利用者（小児、精神疾患、難病疾患、癌末期等）を積極的に獲得します。
- ② 1 日の訪問件数をスタッフ一人当たり 5.5 件(短時間 1 件まで)とします。  
1 スタッフ 月間 100 件以上とします。
- ③ 祝日の訪問も必要時訪問し、可能な限り振替等を行い、定期訪問が休みにならないよう調整します。
- ④ 1 か月に 1 回は居宅介護事業所や近隣の医院、病院への訪問を行い、新規利用者獲得を進めます。

#### 2. 看護師の専門性強化

- ① 年間計画に沿って、専門研修への参加(小児、ターミナルケア、リスクマネジメントケア等)を行います。
- ② 法人内の研修への積極的な参加を促します。

#### 3. 地域連携

- ① 地域の健康福祉センターへ出向き、あるいは電話等で保健師等の情報共有を図ります。
- ② 居宅介護事業所や近隣の病院、医院、連携室等と情報共有を行い、利用者が受診や入院した際のスムーズな連携を図ります。
- ③ 板橋区訪問看護ステーション会に参加し、区内の訪問看護ステーションの情報把握を積極的に行います。

#### 4. 人材育成

- ① 職員との面談を定期的に行い働きやすい職場づくりをします。
- ② 職員一人一人が気軽に相談できる雰囲気作りをします。
- ③ ライフワークバランスを保ちながら仕事が継続できる活気にあふれた職場作りをします。
- ④ 訪問看護師として、多職種連携や新規受け入れからターミナルケアに亘り対応できる職員の育成を図ります。

- ⑤ 新型コロナウイルス感染症禍後の感染症予防及び防護について研修を強化し、安心・安全な訪問看護ができるよう職員の育成をします。

#### IV. 職員体制

	資格	勤務体系	人数(名)
所長(管理者)	看護師	専任	1
訪問看護師	看護師	専任(常勤)	5
訪問看護師	看護師	専任(非常勤)	2
リハビリ担当	理学療法士	専任(非常勤)	0
リハビリ担当	作業療法士	専任(非常勤)	0
合計			8

#### V. 研修計画

[研修目標]

専門性を高め、又、最新の医療体制等の知識を深め、病院から退院してきた利用者に対応するサービス提供ができる訪問看護ステーションを目指します。

月	内部研修	外部研修	備考
4月	プライバシー保護		1名
5月	リスクマネジメント	フィジカルアセスメント	1名
6月	緊急時の対応	BCP策定、 リスクマネジメント	1名
7月		他職種連携	1名
8月			
9月	高齢者虐待防止	リンパマッサージ	1名
10月			
11月	感染症対策		1名
12月	認知症ケア	小児訪問看護	1名
1月	メンタルケア		1名
2月	災害時対応(BCP)	メンタルヘルスケア	1名
3月			

## VI. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日	午前 9 時～午後 5 時
土・祝日・日曜日	休日
年末年始（12月30日～1月3日）	休日

※ 但し 365 日 24 時間連絡対応を実施しており、契約者のみ上記の時間外でも必要な状態により訪問看護サービスを提供します。

## VII. 営業地区

板橋区一部・練馬区一部・豊島区一部

## VIII. 利用料金

- ・ 介護保険利用による一部負担（交通費は不要）
- ・ 医療保険利用による一部負担及び交通費
- ・ 各種医療助成制度利用可能

## IX. 事業内容

① 主治医が訪問看護を必要と認めた方で在宅療養可能な方に主治医の指示書により訪問看護を提供します。又、病院からの外泊時でも主治医が必要と認めた方の訪問看護を提供します。

### ② サービス内容

病状の観察、医療機器装着者の看護、医療機器管理及び指導、褥瘡処置、認知症の看護、精神障害者の看護、小児の看護、難病の看護、リハビリテーション(呼吸器疾患患者の呼吸リハビリを含む)、ターミナルケア、清拭・入浴介助等保清に関する介助、医療・介護相談、介護者の健康管理、医療機関・医師との連絡調整などを行います。

### ③ 訪問形態

電動自転車あるいは自動車により、看護師・PT・OT が一人で利用者宅を訪問します。

### ④ 訪問時間

1 回の訪問時間は、20 分～1.5 時間までとし、2 時間を超えない。2 時間を超えた場合は、実費負担とします。

PT・OT の場合 20 分～60 分までとします。

### ⑤ 実習生（看護学生等）の受け入れ

実習生指導ができる職員の育成をし、受け入れ体制を十分に考慮し、実習生の目的

に合わせた実習内容のプランを組み立てその育成にあたり、学校との連携を十分に  
図り学習できる環境を整えます。

⑥ 事故防止、苦情処理への対応

事故の詳細な分析（ヒヤリハットレポート、事故報告書、ミーティング等）を行  
う事で原因を追求し、繰り返し起こらないよう対策を検討し事故再発防止に努  
めます。

また、職員間の OJT 教育を行い、職員間でフィードバックし、研修等の機会を  
利用して周知徹底を図ります。苦情処理に関しては連絡票等を活用し、経時的  
な記録と共にその問題点を明確にし、サービスの向上に努めます。

以上



# こもね介護計画センター

## I. 事業目的

在宅における虚弱状態の方、要介護状態の方、また、その家族等ができる限り住み慣れた地域で安心して、自分らしい生活を送ることができるよう将来を見越した支援を目的とします。

## II. 運営方針

1. ケアマネジャーが利用者の尊厳を守り、ニーズを十分に把握し、要介護状態の軽減・維持を図り、在宅生活が満足できるよう柔軟性のある居宅サービス計画を作成します。
2. 利用者および家族との信頼関係を構築し、同時に、個人情報の管理を厳重に行い、信頼に応えられる事業所運営を継続します。
3. 利用者の持っている潜在能力を引出し「ニーズにあったプランの立案」、「適正・適切なサービス利用」、「状況に応じたモニタリング・見直し」の充実を図ります。利用者と共に利用者本人の意思を反映したケアプランを作成し、生活目標、健康目標に向けて取り組んで行けるよう、わかりやすく説明します。また、在宅生活の継続ができるよう「自立支援」を念頭に、生活への意欲を高められる支援を行います。
4. 利用者の将来の家族像や終末期の過ごし方を意識した導入（インテーク）を心がけ、「共に生ききる」意欲が引き出せるケアマネジャーを育成します。
5. 事業所運営の安定維持に努めるため、地域の関連機関や医療機関へのアプローチの強化を図ります。
6. 法人内連携を強化して質の高いサービスが提供できるよう働きかけます。また、地域の関連機関や地域住民、民生委員の方との協力体制を築き、医療との連携を強化し、重度の方やターミナルの方でも住み慣れた地域で安心して生活できる環境を構築します。また、医療依存度の高い利用者やターミナルケア、難病、認知症の方や困難事例の受け入れを積極的に行います。

### Ⅲ. 重点目標

#### 1. 常勤職員が要介護利用者40件、要支援利用者7件のケアプランを受け持ち、経営の安定化を図ります。

- ① 区内の地域包括から予防プランを受託することが土日祝日対応可能であり、職員の特性を生かしたケアプランが提供できる事を強調し、受託件数増を図ります。
- ② 地域包括主催の研修会、連絡会議等の情報収集、参加により関係作りに努め、主任ケアマネ連絡会、他事業所と共に行う事例検討会への参加を通してネットワーク作りを進めます。
- ③ 職員全員が自身の受け持ち件数を意識し、地域包括への営業活動を定期的に行います。

#### 2. 看取り期における本人の意思に沿ったケアプラン作成を行います。

看取り期における本人の意思を尊重したケアプラン作成ができるよう、本人の価値観や考え方を理解し、関係作りを進め、人生の最終段階について、できるだけ早い時期から「自分らしく生ききる準備」について向き合い、話し合いの場を作り、寄り添うケアを推進します。

- ② 職員全員が看取りケアを受け持てるよう事例の振り返りや関わり方のタイミング、サービス導入のタイミング、遺族へのグリーフケア等を共有します。
- ③ 在宅見取りができる医師や関係機関との連携を図ります。

#### 3. 課題を抱えるケースへのアセスメント強化と課題共有によるマネジメントカアップを図ります。

- ① 認知症高齢者の利用者、ご家族も疾患や障害のある利用者など、複数の課題を抱えるケースに対して、適切なケアマネジメントができるよう、ケース検討の場を作り、課題を掘り下げ解決に向けた取り組みを行います。
- ② 給付対象となる介護サービスに偏ることなく、必要に応じて、多様なインフォーマルサービスが包括的に提供されるよう、利用者本位の居宅サービス計画を作成します。
- ③ 専門職として高齢者の病気の理解や看取りも視野に入れたアセスメントが適切に行えるよう外部研修参加の時間を確保し、事業所内での情報共有を行います。
- ④ 主任ケアマネにおいては、自主勉強会である「気づきのスーパービジョン」を活用した事例検討会への参加を進めファシリテーターとしての役割が担えるよう実践の機会を作っていきます。

#### 4. 感染予防を行い、利用者、職員の安全を守ります。

- ①毎日の検温、マスク着用、手洗い、訪問先での手指消毒を継続します。
- ②感染予防のため、利用者へ介護サービスを受けている時のマスクの着用を求め、感染予防意識を高める指導を行います。また、訪問時に利用者、家族へマスクの着用を求め、協力を得ます。
- ③感染症予防研修を定期的に行い、職員の感染予防意識を高めます。
- ④体調の悪い職員は無理せず休むように勧め、担当職員が不在でも対応できるよう情報共有を行い、スムーズに対応できる体制を整えます。
- ⑤必要に応じて自宅からのリモートワークが進められるよう事業所の ICT 化を進めます。
- ⑥法改正により今年度中に義務づけられた事業継続計画（BCP）の作成を進めるとともに来年度予定される研修、訓練の準備を進めます。

#### 5. チーム小茂根が実践できるよう各事業所との連携強化を図ります。

- ①法人の核であることを意識し、法人内サービスとの連携を進め、利用者満足度の高いサービスが提供できるよう、サービスの向上を目指します。
- ②法人内サービスとの情報共有、相互支援を行い、支援の方向性について互いにサポートし合える体制作りを行います。  
また、介護サービスのみならず、地域の特性や社会資源等に関する情報 共有を進めます。
- ③他事業所のサービス内容など優れた点においては、法人内へ情報共有を行うとともにサービス内容、処遇において必要なことについては改善を働きかけます。

#### IV. 職員体制

主任介護支援専門員 3名  
介護支援専門員 4名

#### V. 営業時間

平日 月曜日～土曜日	午前9時～午後5時まで
祝日・日曜日	午前9時～午後5時まで
年末・年始 (12月30日～1月3日)	※電話での相談のみ 午前9時～午後5時

\*営業時間以外は 転送電話により 24 時間連絡可能な体制とします。

## VI. 営業地域

- ・小茂根・大谷口・大谷口上町・大谷口北町・向原・上板橋・桜川・東新町・東山町・南常盤台・仲町・大山町・大山西町・幸町・弥生町・中板橋
- ・練馬区 小竹町・羽沢・氷川台
- ・豊島区 千早4丁目・千川2丁目

## VII. 事業内容

介護保険法により、居宅介護支援事業所として在宅における要介護者に対して、介護保険申請代行、サービス計画作成、サービス調整、介護保険給付管理、介護相談等を行い、保険・医療・福祉サービスが総合的にスムーズに利用できるよう各関係機関との連絡調整を行います。介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を受託しております

## VIII. 研修計画

### 1. 内部研修（年6回）

研修目的：課題を抱えるケースのマネジメント力の向上を図ります。

	研修内容
5月	インテーク、初回面接
7月	リ・アセスメント支援シートを用いた事例検討
9月	認知症ケア研修
11月	リ・アセスメント支援シートを用いた事例検討
1月	看取りへのかかわり方
3月	リ・アセスメント支援シートを用いた事例検討

- ・ミーティング（週1回）：利用者やサービス事業所の情報、留意事項等に関する伝達、共有を行います。

以上

# 桜川地域包括支援センター

## I. 事業目的

高齢者・障がい者・子どもなど全ての人々がつながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創り、高め合う社会「地域共生社会」の実現に取り組みます。「支える側」「支えられる側」の関係を越えて誰もが役割を持ち、お互いが配慮して支え合い、困難を持つあらゆる人が孤立せずに、住み慣れた地域で生活を送ることができる地域づくりを行います。

制度や分野ごとの「縦割り」をなくし、地域住民や地域の多様な機関とつながりを持ち、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え総合的な支援を必要とする困難ケースの支援を行います。高齢者の生活や体の状態の変化に応じ、また世帯全体をケースとしてとらえ、必要な機関・法人内サービス事業所と連携協力し、問題解決の支援を迅速に行います。

## II. 運営方針

### 1. 「地域共生社会」の構築を推進します。

高齢者・障がい者・子供など、全ての人々が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域住民と密接な関係を保ち、情報提供と相互協力を行います。また、身近な地域での支え合いの仕組みや地域住民が互いに助け合う仕組み作り、世話をする人・される人の枠組みを外し、全ての人々が役割をもてる居場所づくりに取り組みます。また、地域包括ケアを推進できるよう、「支え合い会議桜川」へ積極的に参加し、地域課題を明確化し、暮らしやすい地域づくりを進めます。

### 2. 介護相談のみならず、おとしよりや地域住民の「心のよりどころ」として責任を担います

圏域の特性として、戸建が多い中で古いアパートが点在し坂道が多く、商店街まで遠い地域です。近年、町会や老人会への参加者が少なくなっており、高齢者や障がいのある方が孤立しやすい地域です。また、精神病院もあり精神障害を持ちながら生活している方も多く見られます。

新型コロナ禍での活動制限がようやく解除されつつある新年度は、引きこもりがちであった高齢者が参加しやすい活動を提案し、フレイル予防を進めます。

また、縦割りのシステムでは解決しない複合的な課題を抱える高齢者世帯への適切で総合的なアセスメントにより問題を把握し、介護や支援が必要になっても、生きがいと役割を持って自立した生活が送れるよう支援します。利用者にとって適切な時期に制度・サービスが利用できるよう、各機関・法人内事業所と連携・協力して支援に取り組みます。また、地域公益活動委員会と連携し、サロン活動や世代間交流の場作りを推進します。

### Ⅲ. 重点目標

#### 1. 委託費削減による収益減少を最小限に止め、支出削減を図ります。

事務所の移転に伴う支出増に加え新年度委託費削減により、増収が望めない状況にあります。また、産休代替え職員も増員できない状況であり、ケアマネジメント業務による増収を図り、軽費削減を進めながら収益改善を図る必要があります。ケアマネジメント業務の直接担当を一人当たり40人とし、収益増を図り、事務作業を効率化し事務費の削減に努めます。

#### 2. 地域包括支援センターの移転に伴う広報活動を積極的に行います。

2月13日に「旧桜川いこいの家」に事務所が移転しました。移転前に区報、掲示板、地域回覧にて地域に広報し、関係機関へは移転の案内を郵送により周知しました。今後も職員全員で積極的に「さくらまつり」など町会行事への参加や自主サロン、老人クラブなどでの周知活動を続け地域に一番近い相談窓口であることを広報します。

#### 3. 地域課題を発見し、関係機関と共有し、問題解決に取り組みます。

- ①高齢者や高齢者世帯が孤立しないよう、訪問活動を積極的に行い、高齢者の把握をし、必要な対応を行います。
- ②「支え合い会議桜川」には生活支援コーディネーターとして参画を継続し、新規事業への協力をを行い、地域連携を深めます。
- ③「地区ネットワーク会議」や「小地域ケア会議」においては町会や民生委員、老人会だけでなく、医療機関や施設、サービス事業所、各関係機関と協力しながら地域課題の共有とその解決に取り組みます。

#### 4. 地域交流を図り、民生委員等との関係づくりを進めます。

- ①民生委員との連携を深めるため、研修会・交流会などを通して顔の見える関係づ

くりを続けます。民生委員（地域）ごとに職員の担当を決め、相談しやすい環境づくりと連携の取りやすい関係づくりを続けます。

- ②圏域の医療機関を訪問し、包括の周知を図ります。連携を取ってスムーズな退院支援や受診の支援を行えるよう関係強化を図ります。

#### 5. 訪問の実施と広報活動を推進します。

- ①圏域の要支援者を把握するため、民生委員とともに見守り名簿登録者の訪問及び情報の共有を行い、支援が必要な方の早期発見に努めます。また、法人の周知とともに住み慣れた地域での生活が継続できるよう、法人内サービスにつなげます。
- ②センターだよりを年4回発行し、包括支援センターの周知とともに感染症や熱中症の注意喚起等を図ります。訪問時や関係機関との連絡会等で配布し、周知活動を続けます。

#### 6. 職員教育と役割分担を行い、業務の効率化を図ります。

- ①職員の教育においては地域の相談窓口、専門職として、各種相談対応がスムーズに行えるよう研修を行います。職場内での実務研修（OJT）や、法人研修、外部研修やマニュアルを通して指導、教育を行います。また、習熟度を評価しながら、法人職員として、包括職員としての役割を十分理解し、レベルアップが行えるよう指導します。
- ②各種事業においては職員で役割分担し、事業目的を持って目標が達成できるよう企画運営を行います。
- ③事業所内においてはケースの情報共有を行い、職員が一人で抱え込まないよう職員間で共有し、多面的に支援の方向性を検討します。
- ④担当ケースを定期的に交代し、多面的なプランや支援方針が提供できる体制を整えます。

### IV. 職員体制

資格	人数
主任介護支援専門員	1名
社会福祉士(所長)	1名
保健師	1名
介護支援専門員	2名
合計	5名

## V. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～土曜日	午前9時～午後5時
日曜日・祭日・年末年始	休日

## VI. 研修計画

### 研修目標

地域づくりの視点強化、認知症早期発見・早期対応、ケアマネジメント強化を重点に研修を行います。

	研修内容	
	区・外部研修	研修
4月	介護予防ケアマネジメント研修	
5月	若年性認知症研修	医療連携
6月	認知症DASK研修	虐待研修
7月	権利擁護スキルアップ研修	虐待研修
8月	身体障害者の福祉制度研修	
9月	ネットワーク推進研修	虐待研修
10月	認知症他職種協働研修	事例検討
11月	精神障がい者の特性研修	認知症アセスメント研修
12月	在宅医療コーディネーター研修	事例検討
1月	キャラバンメイト養成研修	
2月	認知症初期集中支援チーム員研修	多職種連携
3月	高齢者虐待研修	

### その他

地域包括新任職員研修

地域包括現任職員研修

介護支援専門員更新研修

主任介護支援専門員更新研修

法人内研修



## Ⅶ. 担当地区

板橋区小茂根3～5丁目・東山町・東新町2丁目・桜川1～3丁目

## Ⅷ. 業務内容

### (1) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

地域の様々な社会資源と連携できるネットワーク作り

### (2) 総合相談・支援事業

地域の高齢者に関する個別相談支援

### (3) 権利擁護事業

成年後見制度の活用・高齢者虐待防止等による権利擁護支援

### (4) 介護予防ケアマネジメント事業

介護予防事業利用の支援・介護予防ケアプラン作成

以上

# 事務室(本部)

## I. 事業目標

2023年度は、前年度に引き続き、収益力の回復（事業活動資金収支差額の黒字化）による経営基盤の安定化を目指します。また、新型コロナをはじめとする各種感染症の対策を含めた安心安全な施設運営に取り組んで参ります。

コスト管理の徹底と事業所の運営サポートにより収益力の向上を図り、計画的な施設整備を進めることで全体資金収支の黒字化を目指します。

防災委員会、安全衛生委員会、各事業所の主導のもと、各種感染症、地震、豪雨等に備えた「業務継続計画（BCP）」、地域全体で連携し進めていく「地域継続計画（DCP）」の策定をサポートし、地域住民、利用者から「地域に根ざした福祉施設」として頼られる施設運営を目指します。

## II. 重点実施項目

### 1. 経営基盤の安定化

#### (1) 事業所の運営サポート

- ①必要とする人材の採用（非常勤介護職・夜勤専門職・看護職等）
- ②補助金の活用（幅広く補助金情報を収集し、運営資金として活用）
- ③情報発信の強化（ホームページ更新頻度のスケジュール化）
- ④旧包括跡地の有効活用（会議スペース等）

#### (2) コスト管理の徹底

予算対比のもと、事業費・事務費等の構成科目についての月次管理を徹底する。随意契約の相見積もりによる価格競争を強化し、適正な予算執行と費用の圧縮を図ります。

#### (3) 修繕計画の策定

前年度に続き、老朽化した設備の点検と、更新・修繕を要する設備洗い出しを行い、更新・修繕の優先順位づけを実施します。

### 2. 安心安全

#### (1) 新型コロナをはじめとする各種感染対策の徹底

- ①各種補助事業を最大限活用した「検査の実施」「物品・器具等の整備保管」
- ②感染対策情報の発信（産業医・行政等）
- ③オンライン会議・テレワークの推進

#### (2) BCP・DCP策定への支援（各委員会との連携）

- ①備蓄品（食料・装備）の見直し・点検

- ②給食提供会社・建物設備管理会社との連携
- ③具体的な訓練に基づいた計画の検証と見直し

(3) 情報通信ネットワークの整備

前年度までに、施設内 LAN の更新・セキュリティ強化、無線 LAN 整備、施設内イントラサーバーのクラウド化を実施。今年度は電話機器設備・通話回線の見直しを検討します。

**3. 情報発信（選ばれる事業所を目指す）**

(1) ホームページのリニューアル・活用推進（全ての情報をホームページで）

- ①開かれた法人としての情報公開
- ②利用者の確保につなげる事業所情報の発信
- ③活動情報や連絡情報等の早期発信（更新頻度のスケジュール化）
- ④採用情報の積極的な発信（介護・看護職種）

(2) 人材確保ルートの多様化

- ①ハローワーク・学校訪問・地域コミュニティ等による独自ルート活動
- ②タウンワーク・人材募集サイト等、多様な媒体の活用
- ③人材確保ツールの整備（HP・法人案内・事業所案内）
- ④HP・施設案内板・地域コミュニティの活用

(3) 地域との連携

- ①地域公益活動委員会との連携活動
- ②法人各種行事サポート

**4. 事務体制の見直し**

(1) 一人に頼らない、誰かが担当できる事務体制を構築します。

- ①事務マニュアルの整備による業務の共有化
- ②事務手続のスケジュール化  
「行政・給与・決算等の業務分類毎」に、「業務内容と期日管理」を明確にした「業務管理表」を作成し、「業務の見える化」を進める。
- ③業務ローテーションによる多能化

(2) 業務改善

社会福祉法人指導監査・福祉サービス第三者評価での指摘事項に係る改善を、事業所との協働活動にて計画的に実施します。

(3) 給与支払い事務の効率化

現在利用中のファクシミリサービスの終了（12月）を控え、データ伝送サービスへの移行を進める。

(4) 整理・整頓

①ファイリング分類の見直しと保存ファイルの整理

「求められる書類を、即、取り出せるファイルの見える化」

②データ化の推進→キャビネの整理と在庫管理

③倉庫（地階・借用倉庫）の定期的整理

### Ⅲ. 人員体制

役職・職種	人数(名)	前年比
事務部長	1	0
事務長	1	0
事務役職者(主任)	1	0
事務一般職(常勤者)	3	0
研修・地域活動(常勤者)	1	0
事務一般職(非常勤者)	2	0
嘱託職員	2	0
合計	11	0

以上

# 教育分野

## I. 事業目的

多様化する利用者ニーズに対応できる職員を育成し、専門職集団として職務に責任を持ち、それぞれの特性を發揮できるよう人の尊厳を守る事を基本に専門職種研修、キャリア別研修、災害時研修、感染症予防研修、危険予測訓練等を系統的研修に実施し、福祉職として自信を持って就労できる人材を育成する

## II. 教育目標

1. 人の尊厳を守り、寄り添えるケアができる職員
2. 職務に責任を持ち、新しい事に挑戦できる職員
3. 地域社会に専門性を發揮し、協力できる職員

## III. 運営方針

1. 基礎研修、専門職研修、階層別研修の教育体系に沿った研修プログラムを「人材育成委員会」と合意しながら計画策定と実施を行います。
2. 各部署のOJT（職務研修）、OFF-JT（法人内外研修）、SDS（自己啓発支援）の計画的な指導と支援を推進します。
3. 「人材育成委員会」が制定するキャリアパス制度の職種別職能要件を受け、それぞれの等級者がその立場で考え、捉えられるよう勘案します。
4. 介護技術や利用者サービスの開発を目指し、ICTの活用を念頭に人材育成を行います。
5. 各教育機関からの実習生受け入れを計画的に対応、指導します。
6. 地域及びシニア世代ボランティアの獲得および育成に努めます。
7. 新型コロナ感染症禍でもリモート研修等を取り入れ、職員研修が継続できるよう研修環境の向上を目指します。

## IV. 重点目標

1. 法人内研修年間計画を作成、OFF-JT を積極的に活用し各職員のキャリアパス構築の基礎作りを整備、支援します。

2. 多種多様の勤務体制が拡大するなか常勤、非常勤に関係なく、どの職員も法人内研修に参加できる体制づくりを実施します。
3. 各専門職がより高度なサービスに対応できるよう各々のキャリアに沿った外部研修の積極的受講と法人内伝達研修を推進します。
4. 実習生が施設にとって将来の貴重な人材となるよう現場の実習指導をより丁寧に実施します。また地域との交流目的として中高生の職場体験等も積極的に受け入れます。
5. 「シニア世代福祉施設ボランティア推進事業」の登録施設として多様な人材、元気なシニア世代（50歳以上）の活躍の場を提供・支援します。

以上

# 地域公益活動委員会

## 1. 事業目的

地域公益活動委員会は社会福祉法人の社会的な役割として「交流の場の提供」「低栄養の予防」「高齢者のやりがい・生きがいづくり」「地域交流・地域活性化の仕組み作り」の4つを大きな柱として事業及び行事を計画します。

## 2. 運営方針

- ① 新型コロナ感染者も減少し、社会活動が正常化されてきており、新年度は、地域交流の機会を増やし、地域公益委員会主催の行事を定期的で開催します。
- ② 地域の困りごとや不足しているサービスなどを把握し高齢者、障がい者等が交流できる場を提供します。
- ③ 地域で生活する高齢者が持つ力を発揮できる場を提供します。
- ④ 当法人が行っている事業を地域に周知し、気軽に施設を利用できる手がかりづくりを続けます。

## 3. 重点目標

- ① 定期的に地域住民が参加できる行事を実施します。
- ② 板橋版 AIP 構想、SDGs(持続可能な開発目標)に法人として寄与する。
- ③ 「カフェ桜」の代替えとなる外食サービスを検討する。
- ④ 新たなボランティアの募集を行い、活動支援、教育を行い、ボランティア活動を活性化する。

## 4. 具体的な活動

- ① 法人で行う納涼祭以外の行事を計画する。
- ② キッチンカーによる販売が開始されているので、メニューや日時を広報し、地域住民が参集しやすい体制を整える。
- ③ 趣味活動や健康体操などを行っている地域の高齢者へ場所の提供をする。
- ④ ホームページや広報誌を作成し、ボランティア募集を行い、活動支援する。
- ⑤ 地域の行事に参加し、地域交流を図る。

## 5. 構成委員

委員長 1名  
委員 7名

以上